**資料１-１**

今井会長

提出資料

**協議事項に関する基本的な方向性について**

◆ これまで本協議会では、特別区素案や参考資料を議論のたたき台として、特別区設置協定書作成に必要な協議がすすめられてきた。

◆ 今後、協定書の具体的な作成準備を進めるにあたり、それぞれの項目についての方向性を確認しておく必要があることから、特別区素案における各項目をもとに、法定協議会での議論や国との調整状況などを考慮しながら、私の方で整理したもの。

**≪国協議事項≫**

|  |
| --- |
| * 現行法制度の枠組みにとらわれず、「基礎自治体（特別区）」と「広域自治体（大阪府）」の役割分担を徹底   【特別区】住民に身近な事務は、基礎自治体優先の原則のもと、特別区が実施   1. 中核市・一般市の事務 2. 地域のまちづくり、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務 3. 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近なもの   【大阪府】大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務などを実施   1. 都道府県・政令指定都市の権限に係る事務 2. 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備に関する事務  * 特別区が法令等により処理する事務と異なる事務分担は、事務処理特例条例等での事務移譲を基本 * 大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努める * 特別区が担う事務のうち、公平性・効率性や専門性の確保が特に必要な事務に限り、一部事務組合の設置や機関等の共同設置により、特別区が共同して事務を実施   □協議会での提案  介護保険事業は、一般的には特別区で実施するのが基本 |

**■　事務分担**

**■　税源配分及び財政調整**

|  |
| --- |
| **＜税源配分＞**   * 特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分するとともに、特別区間の税源偏在の解消を図るために必要な税財源を大阪府の税源として配分   【特別区税】大阪府が賦課徴収する税を除く市町村税（個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等）  【大阪府税】市町村税のうち法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税 |

|  |
| --- |
| **＜財政調整＞**   * 大阪府は、特別区と大阪府それぞれが承継する住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担に応じて財政調整財源を配分 * 財政調整財源は、法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税（＊）   （＊）法令改正により、平成31年度からは法人事業税交付金相当額を追加   * 財政調整交付金がその目的を達成するための額を下回るおそれがある場合は、大阪府の条例で定める額（地方交付税市町村算定相当分の一定割合）を加算 * 財政調整財源の配分割合は、過去３年間の大阪市決算から算定した所要一般財源額の割合の平均値（特別区78.3%、大阪府21.7％）とし、特別区設置の日までの地方財政制度の動向や各年度の決算状況等を踏まえ、必要に応じて知事と市長で調整 * 財政調整交付金の種類は、普通交付金（総額の94%）と特別交付金（同6％） * 普通交付金は、地方交付税に準じた算定方法とし、大阪特有の実情を反映するため、生活保護費等の義務度の高い経費などを独自に設定 * 特別交付金は、特別な財政需要等に応じた配分とし、特別区設置後、当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分 * 大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当し、毎年度、配分された財源の充当状況などを大阪府・特別区協議会（仮称）に報告し、必要に応じて協議 * 財政調整にかかる経理は、「財政調整特別会計」で行うことにより、透明性を確保 * 地方交付税は、特別区全域を一の市とみなして算定し、大阪府の算定と合算して大阪府に交付（市町村算定分にかかる臨時財政対策債は、特別区が発行） * 大阪府が賦課徴収する都市計画税及び事業所税は、特別区と大阪府の事務分担に応じて双方の都市計画事業、都市基盤整備に充当することとし、各特別区には、目的税交付金として交付 * 目的税の配分割合は、過去３年間の大阪市決算から算定した充当実績の割合の平均値（特別区53%、大阪府47％）とし、特別区設置の日までの充当状況などを踏まえ、必要に応じて知事と市長で調整   □協議会での提案  　大阪府への移管事務の一部については財政調整財源を充てない  　　・生活保護事務監査、潜在保育士の再就職支援、スクールカウンセラー、　　　　　　　療育手帳の発行、ＮＰＯ法人の認定　など  　　・医療法人の設立認可等、保安三法の高圧ガス・液化石油ガス・火薬に関する事務　　　など大阪府の事務を大阪市が事務処理特例として処理している事務  　　・関西国際空港関連事業、国連環境計画国際環境技術センターの支援、　　　　　　　　本州四国連絡高速道路関連事務　など |

**≪国報告事項≫**

**■　組織体制**

|  |
| --- |
| * + 特別区と大阪府が機能をフルに発揮できる最適なサービス提供体制を構築   【特別区】地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる効果的・効率的な組織体制をめざし、近隣中核市を参考に各区の人口規模を考慮した上で、特別区が担う権限等に見合うよう算定した職員数をベースに、大阪市の特性を踏まえた組織体制を整備  【大阪府】全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を迅速かつ強力に推進できる組織体制を整備   * + 職員は、原則として、事務の分担に応じて、特別区及び大阪府に移管 |

|  |
| --- |
| * 特別区や大阪府がそれぞれ承継する住民サービスを適切に提供できるよう、大阪市の全ての財産・債務の承継先を決定   【財産の承継】   * 行政財産は、事務分担に基づき、財産の所在特別区等又は大阪府に承継 * 普通財産等は、大阪府が担う役割と密接不可分なものを除き、所在特別区等に承継 * 特別区設置の日前において、大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する財産は、事業承継団体である大阪府に承継   【債務の承継】   * 確定債務は、事務分担に基づき、特別区等又は大阪府に承継 * 偶発債務は、事務分担に対応して承継すべきものを除き、大阪府に承継（財務リスクの引当財源として財政調整財基金等を活用） * 発行済の大阪市債（既発債）の償還は、債権者保護の観点等から大阪府に承継（償還財源は財政調整財源等で償還） |

**■　財産・債務**

**■　特別区設置の日**

|  |
| --- |
| * + 住民サービスを間断なく提供するため、住民投票の日から概ね３～４年後に設置 |

**■　その他**

|  |
| --- |
| * 現行の都区協議会の仕組みを発展・充実させ、特別区の考えがより反映される「特別区重視」の仕組みを構築 * 協議会委員は、各特別区の区長と知事を基本とし、必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を加える * 事務分担、財政調整に加え、財産債務等の取扱いなど幅広い協議事項を取り扱う * 合意による運営を基本とし、協議不調時には、協議会委員の同意を得て会長が任命する調整委員（事件の都度、関係分野の学識経験者等から選定）による第三者機関を設置し、合議により「調停案」を提示 * 協議会委員には調停案への尊重義務を課す |

**○ 大阪府・特別区協議会（仮称）**

**○ 地域自治区**

|  |
| --- |
| * 現在の24区のコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組みとして、現在の行政区単位に地域自治区を設置し、地域自治区事務所・地域協議会を置く * 地域自治区事務所で現行の窓口サービスを継続することにより、住民の利便性を維持 * 地域協議会は、地域住民の多様な意見を区政に反映するため、特別区長その他の特別区の機関に意見を述べることができ、特別区長その他の特別区の機関は、必要に応じ、適切な措置を講じる |

**○ 町の名称**

|  |
| --- |
| * 地域の歴史などを考慮し、特別区設置までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定める * 現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があることから、その取扱いには十分配慮する |

■　**協定書記載事項以外**

**○ 特別区の庁舎整備の方向性**

|  |
| --- |
| * 各特別区において、既存庁舎として利用している執務室の活用を前提とし、執務室を確保する。具体的には、執務室面積の不足が生じる特別区については、新庁舎建設や民間ビルの賃借を柔軟に組み合わせ、整備を図る   　　※具体の庁舎整備計画は、設置準備期間中に全庁挙げて綿密に検討を進めたうえで、最終的には特別区議会の議論を踏まえ特別区長が決定  ◆新庁舎整備の方法  ・素案の通り既存庁舎の活用を前提とし、不足分を建設及び賃借  ・第二区を除く各特別区に総合庁舎を建設  ・第二区を除く各特別区に官房庁舎を建設（第四区は本庁舎建替の場合も提示） |